

小高区復興拠点施設（小高交流センター）の指定管理制度導入の経緯

《施設の概要》

（１）名 称

南相馬市小高区復興拠点施設（小高交流センター）

（２）所在地

南相馬市小高区本町二丁目 2 8 番地

（３）施設の沿革

南相馬市小高区復興拠点施設は、東日本大震災及び原発事故により失われてしまった地域コミュニティの再構築や、街なかの活性化・賑わいの創出、多世代の交流を通じて、小高区の復興・再生を実現するため、平成 31 年 1 月 26 日にオープンした施設です。

（４）施設概要（規模、構造等）

【敷地面積】 5,866㎡（駐車場含む）

【延床面積】 1,939㎡

【施設構造】 木造＋鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建て 6 棟

	施設名称	利用料金	施設面積
北 1 棟	多世代交流施設（あそびばラシクル）	1,000 円/1h	395 ㎡
北 2 棟	和室（8 畳×2 室、6 畳×2 室）	1 室 200 円/1h	56 ㎡
	エクササイズエリア	200 円/1h	38 ㎡
	トレーニングエリア	—	49 ㎡
	多目的室①、②	200 円/1h	95 ㎡
	管理事務室	—	28 ㎡
北 3 棟	交流スペース	—	79 ㎡
	子育てサロン（キッチンコーナー含む）	200 円/1h	218 ㎡
	多目的室③	200 円/1h	63 ㎡
南 1 棟	地域マルシェ（小高マルシェ）	—	121 ㎡
南 2 棟	テナント（カフェ）	—	62 ㎡
	歴史文化展示コーナー	—	37 ㎡
南 3 棟	テナント（食堂）	—	60 ㎡
	テナント（物販）	—	71 ㎡
その他	芝生エリア（小高はらっぱ）	全面 500 円/1h	764 ㎡
	イベント広場（ゆめ広場）	全面 500 円/1h	190 ㎡

《これまでの経過》

交流センターについては、指定管理者制度を導入する施設として整備されましたが、当時の小高区の状況から当初は直営で運営を開始しました。

○南相馬市小高区復興拠点施設条例

（指定管理者による管理）

第15条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせるものとする。

（指定管理者の公募）

第16条 市長は、指定管理者に復興拠点施設の管理を行わせようとするときは規則で定める事項を明示して、指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。ただし、復興拠点施設の適正な管理を確保するため市長が特に認めたときは、この限りでない。

令和3年度からは移住定住促進事業が開始され、小高交流センターには移住者と地域住民の交流促進をする役割が新たに求められるようになりました。この現状や情勢を踏まえ、柔軟な対応が必要なため、令和4年度以降も直営を継続し、現在に至っています。

《南相馬市指定管理者制度導入計画について》

市は、指定管理者制度導入にあたり、「南相馬市指定管理者制度導入計画 第4版（令和6年3月）」を策定しています。

この中で、交流センターは、当該計画において「令和8年4月から指定管理制度の導入を目標とする」と記載されております。

市は、これまでに交流センターを運営し、交流の場としての役割や各種自主事業を展開してきてことで、安定的な運営ができること。

また、現時点では、地域による運営が難しいことを検討した結果、当該計画に基づき指定管理者制度を導入する準備を進めています。

《指定管理者制度導入に伴う応募条件について》

募集要項には、応募条件の一つとして、「市内に事務所等活動の拠点を有する団体とします。」と記載しており、市外の事業者は応募できません。

《指定管理者制度導入に伴う仕様条件について》

現在、交流センターで実施しています「自主事業」は、指定管理制度導入後も市からの「指定事業」として継続して実施します。（参加料等はありません）

また、高齢者向けに実施しています自宅・交流センター間の送迎サービスも継続されます。

自主事業

1. 子ども・子育て世代向け事業（例：ママヨガ・リトミック体操など）
2. 高齢者向け事業（例：座ってできる体操・交流会など）
3. 多世代交流事業（例：料理教室、LINE 教室など）

なお、指定管理者には、小高交流センターを活用し、施設の設置目的に沿った自主事業も実施していただきます。自主事業とは、指定管理者が独自に企画・運営する事業であり、イベントの開催や物販、設置条例で定める利用料金以外の独自料金を参加者等から徴収する事業も含まれます。

《今後のスケジュール》

- ・公募期間 令和7年7月18日（金）～令和7年9月16日（火）まで
- ・施設説明会 令和7年8月20日（水）
- ・選定審査委員会 令和7年10月9日（木）～令和7年10月10日（金）
- ・指定期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日（2年間）

月	施設所管課	選定審査委員会
7	公募（7月18日～9月16日）	募集要項審査(9,10日)
8	現地説明会(公募期間中) 8月20日（水）実施	
9	申請書提出(～9月16日(火)まで)	
10	仮協定書作成/締結(中旬) 議会上程準備【指定管理者指定】(中旬)	候補者選定プレゼンテーション (9,10日)※予定
11		
12	議会上程【指定管理者指定】(上旬) 指定管理者指定通知（下旬） 公告【指定管理者指定】（下旬）	
1	指定管理者調整(上旬)	
2		
3	利用者数の目標値の通知（下旬）	